

広島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年五月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		の別			
山県郡北広島町戸谷字酒森五三二六番一地从ら 山県郡北広島町戸谷字大祖路三〇九二番一地从ら 先まで		旧	二三・〇〇 六八・〇〇	一四六・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少 一般国道四三 四号と重複
		新	二二・九〇 三二・五〇	一四六・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		の別			
山県郡北広島町戸谷字酒森五三二六番一地从ら 山県郡北広島町戸谷字大祖路三〇九二番一地从ら 先まで		旧	二三・〇〇 六八・〇〇	一四六・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少 一般国道四三 三号と重複
		新	二二・九〇 三二・五〇	一四六・〇〇	